

第3回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成30年4月24日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田マスエ
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	7 番 廣瀬 康友	8 番 三明多佳志
9 番 林 秀司	10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之	12 番 渡邊 弘登
13 番 岡本 健治	14 番 青葉 真	16 番 大谷 数義	
17 番 佐々岡常喜	18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一	
1 推 前田 正典	3 推 橋本 安延	5 推 小川 明人	
6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	10 推 野上 省三	
11 推 岡田 勝	13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文	
17 推 原田 和義	18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行	

2. 欠席委員

15 番 柿元 信次 委員、 2 推 田村 邦麿 委員、
4 推 三浦 寿紀 委員、 8 推 近重 邦昭 委員、
12 推 岡堂 正顕 委員、 16 推 狭間 延雄 委員

3. 事務局出席職員

佐々本事務局長

河野農地係長

農林振興課 川邊主任主事

会 長

おはようございます。今日はとりとして良い天気、雨になりまして今まで天気が続いておりましてどうかと思っておりましたが、農地にとっては恵の雨ではないかという風に思っております。春の農繁期を迎えまして、これから田植え等々忙しい時期となりますが、しっかりとして元気でご活躍をされることをご祈念申し上げたいと思っております。ただいまから第3回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、

15番 柿元 信次 委員、 2推 田村 邦麿 委員、
4推 三浦 寿紀 委員、 8推 近重 邦昭 委員、
12推 岡堂 正顕 委員、 16推 狭間 延雄 委員

以上6名の方から欠席の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

6番 松山 純久 委員、 7番 廣瀬 康友 委員です。

よろしく申し上げます。

会 長

それでは座って進めさせていただきます。

議事に入る前に、事務局が発言を求めていますのでこれを許可します。

事 務 局

このたびの4月1日の人事異動により、坂田事務局長の後任として佐々本事務局長が、また渡辺主任の後任として川邊主任が就任しましたので、2人からあいさつ申し上げます。

佐々本

(あいさつ)

事務局長

川邊主任

(あいさつ)

会 長

ありがとうございました。佐々本局長はここに来られる前、農林業支援セン

ターのセンター長としてご活躍いただいておりますので、農林業関係に精通しておられますので今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは議事に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について議決を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思ひます。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、51件、121筆、184,636㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は4月27日を予定しており、利用権設定については開始日を5月1日以降としております。なお、今回は特別にこちらのミスで更新通知に漏れがあった関係で、特別に開始日を4月1日以降とするものが10件あり、計画書の最初の方に提示しております。農用地利用集積計画案については以上でございます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見ご質問等がございましたらご発言願ひます。ございませんか。

無いようですので、採決に入らせていただきます。

今回の農用地利用集積計画（案）についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員

～全委員 挙手～

会長

ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのよう

に処理いたします。

会 長

続きまして議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。総会資料は3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。資料は4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、三隅町河内の田です。場所は浜田市三隅支所から約1.2km南の、下河内です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外の地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を資材置場に一時転用するもので、他の農地への影響はないものと思われます。なお申請地がすでに資材置場に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料5ページに掲載しています。

続きまして2号について説明します。資料は6ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、旭町都川の田です。場所は、浜田市立都川公民館から約950m南西の、都川5行政区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に太陽光発電施設にするもので、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして3号、4号について説明します。資料は7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の畑と同じく、三隅町古市場の畑です。場所は、浜田三隅小学校から約1km南西の、古市場中組です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。

当該申請の転用目的は、申請地に三隅道路の工事用仮設備としてセメントのプラントを建設するものと、工事用現場事務所及び駐車場を建設するものです。なお、本申請は17ヶ月間と16ヶ月間の一時転用の申請が過去に出ているもので、工事期間の延長により、7月より5ヶ月間再度一時転用するものです。周囲に隣接する農地はなく他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして5号について説明します。資料は8ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、周布町の田です。場所は、浜田市立周布公民館から約100m東の、周布4町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を駐車場にするもので他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして6号について説明します。資料は9ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、下府町の畑、外1筆の畑です。場所は、千畳苑から約150m東の、下府1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもので他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして7号について説明します。資料は10ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、国府町の畑です。場所は、県立浜田養護学校から約610m北東の、国府1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第2種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもので他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第5条申請については、以上7件です。

会 長

ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、玉田委員もしくは齋藤推進委員、お願いします。

第 19 番

(玉田 一 委員)

19 番、玉田です。先般、斎藤委員と事務局の方と一緒に現地を確認させていただきました。理由のところに書いてあります様に、土砂を一時的に置くということで転用とされておりますけれども、見に行った時にはほとんど終わって重機で取り除いておられる状態でしたが、現在はきれいになって更地になっておりますので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

会 長

2号につきまして、青葉委員もしくは岡本推進委員、お願ひします。

第 14 番

(青葉 真 委員)

14 番、青葉です。4月16日に現地を視察して参りました。休遊地のため、太陽光発電の施設をされるという事で、まだ工事は行われておりませんが、現地の方、圃場整備もされておらず、太陽光設置の方をされるという事ですので、申請の方よろしくお願ひいたします。

会 長

3号、4号につきまして、渡邊委員もしくは岡田推進委員、お願ひします。

第 11 推

(岡田 勝 推進委員)

11 推、岡田です。この3号、4号の件ですけれども、以前、三隅益田道路の関係でトンネル工事ということで、〇〇〇〇が受注をされて、トンネル工事をやっておられるのですが、トンネルのプラントとか現場事務所の設置ということで、以前申請させていただいたのですが、工事延長のために引き続きの延長でお願いしておりますので、よろしくお願ひします。

会 長

5号は私の担当地区です。写真にもございます様に、別段周囲の方にも問題ないのではないかとお願ひしておりますので、よろしくお願ひします。

会 長

6号、7号につきまして8番、三明委員もしくは河野推進委員、お願ひします。

第 8 番

(三明多佳志 委員)

8番、三明です。事務局の説明の通りでございますのでよろしくお願いいたします。

会 長 以上で、第5条申請について全ての説明が終わりました。皆様方から何かご意見やご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

ないようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数～

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして議第3号、転用統制外証明願につきまして、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄等により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号について説明します。資料は12ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、下府町の畑、外1筆の畑のうち一部です。場所は、県立浜田養護学校から約800m南の、下府町5町内です。当該申請地は、昭和56年9月より耕作放棄され、現在は一部原野化しています。写真の方、航空写真と現況の写真を付けております。見にくいかも知れませんが、一応、2筆…3筆ですか、若干畑の方は作ってありまして、今回出ているのが〇〇〇〇と〇〇〇〇の畑を作っていない部分、これについて非農地証明の依頼がありました。ここは2月に一度、

非農地証明の依頼がありました。農業委員と現場を確認させていただきましたが、写真のように野菜が植えてあって、これは無理だろうという事で一度取り下げてもらった場所です。今回、この2筆の野菜を植えてない部分を証明してほしいとの依頼がありました。これまでに無かったケースでしたので県にも確認しましたが法的な規定はなく、市町村の考えで一部非農地の証明もできるとのことでしたが、ほとんどの農業委員会では非農地部分を分筆してからでないと受け付けておらず、ただ、千葉市などは要綱等も作られて非農地部分を測量して面積等が確定している場合については一部証明をしているところもあるようでした。非農地証明は正確には農地法の法的業務ではなく、行政サービスの一環でしているものであり、その為に基準も都道府県により違いがあります。県とも相談し検討しましたが、今回きちんと測量もしてないこともありますし、もし測量等をして面積が確定したからと言って、一つ地の地番は一つの地目と言うのが、法務局などの原則でありますので、やはり非農地証明などをするのであれば、きちんと分筆するのが基本だという事で、県の方でもこれが前例になるとあまりよくないのではないかと言うこともあり、そういう事もありましてこれまでもこう言った、ムリそうなものは総会にかけないのが通例なのですが、今回もそのことをお話させていただきました。その際、ご本人も行政書士も納得はしてもらえましたが、一応農業委員会総会でかけてもらい、ダメだったらダメだという判断をしてほしいということでしたので、今回あえて議題に上げさせていただきました。皆様のご意見を伺いたいと思います。

転用統制外証明願は、以上1件です。

会 長

ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありました。色々難しいこともありましたが、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして三明委員もしくは河野推進委員、お願いします。

第 8 番

(三明多佳志 委員)

8番、三明です。事務局のただいまの説明ですが、皆さんに多数決でもいいの

で、意見を聞かせてもらえたら嬉しいです。それから決議してはどうでしょうか。

会 長

前段、事務局の方からお話いただきました様に、3ページにございます写真を見ていただきますと、現に玉ネギの様なものが栽培されております。これを非農地証明にして欲しいと言うのが、本日の問題でございます。やはり事務局としても、1筆の面積の中でこういった状況の場合は、「転用統制外にならないではないか」という様な話も依頼された方にされたようでございますが、どうしても農業委員会の総会にかけて欲しいと言う、たつてのお願いのようであります。実は私のところへこの方が来られまして、小一時間お話したのですが、この写真ではなかったのですが、野菜を作っておられます写真を持ってきて、これは非農地の証明にはならないだろうかと、小一時間話しましてだめだと、木や何かが生えているのならまだしも、現に野菜が埋まっているじゃないかという話もして、渋々帰られ農業委員会の事務局に行きますと言われるので、それはどうぞと言いました。それが一週間前くらいです。それで、今三明委員からありました様に、皆様方のご意見を聞いたうえで判断をして下さいという事ですので、証明をするかしかないか、皆様方の意見もお聞かせいただければと思っております。今まで、この様なケースはありませんでしたが出てきました。

第 5 推

(小川 明人 推進委員)

5推、小川です。これはどうして非農地の証明をして欲しいのですか。玉ネギが植えてありますよね？これせっかく栽培されているのにどうして非農地にして欲しいという事なのでしょうか。それがちょっとわかりません。

会 長

事務局、お願いします。

事 務 局

詳しくは言われないのでわからないのですが、たぶん太陽光発電にしたいのではないかという風に思っております。言われるのは、ここは〇〇さんの土地なのですが、何年か前にある人に貸して欲しいと言われ、貸してみたいです。

貸したらまさかそこを畑にしていると思わなかったという様なことを言われていました。少し意味が分からないのですが、他の筆も持っておられて、他の筆は草や木が生えているので非農地証明はしたけれど、ご本人は昭和56年から何もしていないのに、ある一部は非農地証明を出してくれるけれども、ある一部はどうして出さないのかと、しかも自分が作ってないが人に貸したのは事実だが納得が行かないと…。しかし現に野菜があるからそれは無理だと言うのですが、一段自分の農地の中で一つは畑、一つは非農地と言うのは納得がいかないという事で、自分がやってないのにといい方をされます。

第 5 推 (小川 明人 推進委員)

玉ネギは自分で作っておられるんですか。

事務局

玉ネギは借りておられる方が作っておられます。それで貸したけど野菜を作っているとは思わなかったという言い方をされて、畑なので野菜は作るでしょうという感じではあるのですが、それでそう言う特殊な事情なので、どうにか非農地証明を認めて欲しいという事を言われています。

第 5 推 (小川 明人 推進委員)

土地は返してもらうという事ですね。

事務局

もう土地は返してもらうそうです。それで何も作らないので、そういう特殊な事情があるので、何とか認めて欲しいと言われるのです。

第 5 推 (小川 明人 推進委員)

土地を返してもらってから出したらいんじゃないですか。

事務局

そうなんです。それも言ったのですが、何か早くしたい事情があるのか、無理ですという事を言いましたら、じゃあその植えてないところを何とか非農地証明を認めてもらえないかと言うお話があったのですが、先ほど申しました様

にほとんど農業委員会はそういう事をされてないし、県の方もあまりこういう事がまかり通ってくると何でもありの話になってくるので、その辺は気を付けられた方が良くのではないかという話もあったので、行政書士の方にうちはしませんと言った話はしてあります。

第 17 番

(佐々岡常喜 委員)

17番、佐々岡です。これ畑になっているのはどうしようもないとしても、この〇〇〇〇の一部、それと〇〇〇〇の一部とありますが、これ何㎡が一部なのですか。

事務局

それが、測っていないのですよ。最初はGIS上で線を引けば、大体測れますので、それで非農地証明をだしたらという話があったのですが、やはり県とかが言いますには、GISの様な卓上で測るようなものでは面積は決めてはいけなと、やはりきちんと後で何かあったときに面積が若干違っていたという事になるので、最低でも千葉がやっている様にきちんと測量か何かして、面積とか位置とかを確定したものでないといけないという事で、今回はその話の中では、こっちの写真で測って欲しいという話があったのですが、写真で測るにしても、やはりちょっと一部というのはやめた方がいいのかなと何回も言っていますが考えております。

第 17 番

(佐々岡常喜 委員)

でも、転用統制外で出されて、畑で野菜を作っておられて面積もかなりありますが、その中の一部という事を出しておられれば、私は証明願いは出しにくいと思います。

会 長

はい。佐々岡委員からはそういうことでございますが、他に皆さんご意見はございますでしょうか。

第 2 番

(岡本 嗣喜 委員)

2番、岡本です。昭和56年9月より耕作放棄、原野と出ておりますけれども、この写真を見る限りではとても原野には見えません。手前の野菜が植えてある部分との仕切りは、マルチか何かしてあるのですか。それで仕切りがあっても、さらにその先に何かが見えますよね。あれは何ですか。マルチでしょうあれは。

佐々本
事務局長

マルチです。

第2番

(岡本 嗣喜 委員)

これは昭和56年からの耕作放棄で、この様な状態になりますかね、だいたい…。それと先ほどの佐々岡委員の考えと同じで、やはり分筆されないと中々、どこからどこまでという事で判断をしても、もしここで判断をしたら、その後どの様にここの地形が変わるか分かりませんよね。ちょっとそこの辺りも、私も無理ではないかと判断いたします。以上です。

会 長

その他、皆様方何かございますでしょうか。

はい、それでは色々難しい問題も出ております。先ほどから事務局なり、三明委員、岡本委員、小川委員などの説明もございましたが、採決に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。

転用統制外証明願いにつきまして、ご承認されない方の挙手をお願いします。

委 員

～挙手 多数～

会 長

ありがとうございました。全員挙手でございますので、今回の転用統制外証明願については承認されませんので、よろしく願いいたします。

会 長

続きまして議第4号、農地利用最適化推進委員の辞任について事務局の説明をお願いします。

事務局

農地利用最適化推進委員の辞任についてご説明いたします。農業委員会等に関する法律、第 17 条の下記委員より、平成 30 年 4 月 30 日付けをもって、一身上の都合により辞任願が提出されたので、同法第 23 条の規定により農業委員会の同意を求める。

記、法第 17 条、狭間 延雄 委員。

4 月 23 日付けで狭間委員より、4 月 30 日をもって農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の辞任届が提出されました。この辞任届をご同意いただきたく提案いたします。

狭間委員ですが会長の方にお話しに行かれ、奥さんが病気になり容態が思わしくなく、推進委員として今後活動する気力がなくなり、辞めたいと本人の強い意志を示されました。事務局にも電話があり、今は急な話で少し落ち付くまで保留にしてはどうかと説得は致しましたが、本人の意思が固く仕方がないのかなと判断しました。なお、後任については、法的には業務に支障がある場合は募集をして良いとなっておりますので、ここで承認をされれば早急に募集をしたいと考えておりますが、実際、狭間委員も代わりのあてがないと言っておられ、後任については現在未定の状況ですが、今回は辞任の同意をお願いします。以上です。

会長

以上で農業委員の辞任についての説明が終わりました。私のところにも来られて事情を話されまして、意志が非常に固いようですので、事務局の方へその旨を伝えて、本日を迎えた状況でございます。大谷委員と一緒にやっておられますけれども、集落が増えて大変だと思いますけれども、また代わりの人を早急に探さなければいけないと思っておりますが。昨日の今日ですので、まだ探せておりませんが、大谷委員にあまり迷惑をかけないようにやって行かなければならないと思います。

この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

第 16 番

(大谷 数義 委員)

16 番、大谷です。今、会長からお話いただきましたが、本人さんの一身上の都合であるという事でやむを得ないとは思いますが、私も先月の総会の際には、挟間推進員と今後の行動等について色々話をさせてもらいましたが、本日の話を聞いて、私も非常にショックを受けています。出来る限り、早く変わりの方を見つけていただけるようによろしくお願いしたいと思います。以上です。

会 長

出来る限り希望に添います様に、事務局と一緒にやりまして探したいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

他にご意見等ございませんでしょうか。

無いようでしたら、挟間推進委員の辞任につきましてご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員

～全委員 挙手～

会 長

ありがとうございました。やむを得ない事情ですので、奥様の一日も早いご回復をお祈りいたしたいと思えます。

会 長

続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは続きまして、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。一覧は別冊資料 3 ページをご覧ください。

1 号につきましては、資料 13 ページ、図面番号⑧をご覧ください。届出地は、三隅町三隅の田です。場所は、三保三隅駅から約 470m 南西の、岡崎です。この届出は、平成 30 年 5 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設設置するというものです。

2 号につきましては、資料 14 ページ、図面番号⑨をご覧ください。届出地は、

生湯町の畑です。場所は、長沢神社から約 880m 北西の、生湯 4-3 町内です。この届出は、平成 30 年 7 月 2 日から平成 30 年 9 月 29 日までを工事期間として、携帯電話の基地局を設置するというものです。

3 号につきましては、資料 15 ページ、図面番号⑩をご覧ください。届出地は、金城町上来原の畑です。場所は、浜田市金城支所から約 2.6km 南の、上来原西町内です。この届出は、平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までを工事期間として、携帯電話の基地局を設置するというものです。

続きまして農地利用目的変更届について報告いたします。農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。一覧は別紙資料 2 ページをご覧ください。

1 号について説明します。資料は 16 ページ、図面番号⑪をご覧ください。届出地は、西村町の田、外 1 筆の田です。場所は、浜田三隅道路西村 IC から約 740m 南西の、力石西町内です。この届けは、田を畑として利用するもので〇〇〇〇の所は今、道になっていますが、今後土砂を入れるとのこととです。

続きまして 2 号について説明します。資料は 17 ページ、図面番号⑫をご覧ください。届出地は、先ほどと同じく西村町の田です。場所は、浜田三隅道路西村 IC から約 250m 北東の、力石東町内です。この届けは、田を畑として利用するもので、先ほどの道路工事の関係で水が来なくなったために、埋め立てて畑にするとのこととです。

続きまして農業用施設に供する届について報告いたします。農業用施設に供する届とは、自己の所有する農地を農道、ため池や、200 m²未満の畜舎、農業用倉庫などの農業用施設に転用する場合、第 4 条転用許可を受けなくても農地転用できるというものです。資料につきましては、別冊資料の 1 ページをご覧ください。

1号について説明します。資料は18ページ、図面番号⑬をご覧ください。届出地は、三隅町井野の田です。場所は、井野八幡宮から約540m南西の、大谷です。この届けは、届出地に農機具倉庫を設置するというものです。

以上、報告します。

会 長 以上で全ての報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。

第 5 推 (小川 明人 推進委員)

今の農機具倉庫、これ写真が下古和ではなくて井野ですよ。

会 長 今、小川委員が言われるのが、5ページのところの農機具倉庫の住所が三隅町下古和になっていますが、井野ではないかという事なのですが、確かに井野ですね。

事 務 局 井野です。すみません。

会 長 他にございませんか。
無いようですので、報告を終わります。

会 長 その他事務局からありましたらお願いします。

事 務 局 別添、事務連絡をご覧ください

1点目は「地図の配布」についてです。

前年、農地パトロールを実施した際に、浜田市のGISの地図をお渡ししました。これは、地籍調査が実施されたものが反映しており、今年も地籍調査が終わったところが若干反映されているので、また折を見て変わったところについては、皆様の方へ提示をしたいと思っております。ある程度正確ではありますが、税務課が推測で地番を付けているものもあり公表しておりませんが、昨年

から配布することが認められました。今回この地図を農業委員、推進委員に1部ですが配布いたしますので、利用権設定等確認の際にお使ください。地番の枠内に赤い色がついている部分は、地籍等調査測量が入ったところなので確実です。ですが、色がいないところ、枠だけの部分はいくまでも推測なので気を付けてください。ですから昨年から何度も言いますが、これは一般の方に見せるのや、決まったような言い方は遠慮してください。あくまでも内部資料としての参考にお使ください。先日もある委員が、利用意向調査をこの地図を信じて話をしたところ、ここが自分の土地だったら、家をここに作ればよかったと文句を言われたケースもあります。今後、集積に取り組んでいただくにあたり、まずは委員さんたちが、番地が判らないと活動の支障になることを想定して配布いたしますのでなくさないよう、またコピーなどしない様お願いします。最終的には返却していただきたいと思っております。色を塗る等してもいいですが、地図の保管等に関して責任を持ってください。地図に関しましては、今回お渡ししますが台帳情報については、後日提示したいと考えております。また、以前にお配りしていた普通の航空写真の方も、新しいきれいなものと変わっておりますので、これも提示したいと思っておりますので、参考にお使いただければと思っております。また、一応パトロールが終了すれば返却していただく事になっておりますが、まだご自身で持っておられる方も何人かおられると思っておりますが、同様にお願いいたします。

2点目は協議事項となりますが、皆様の連絡先等を中間管理機構や担い手の方に提示させていただくことのできることを承度でございます。具体的な活動は、事務局も模索中ですが、今後、皆さんが農地を担い手の方…集落営農組織や認定農業者の方に農地を集積して頂くように考えております。その際、どうしても連絡先が必要になります。まずは、農地中間管理機構の植本さんと、市の円滑化の関係という事になれば、農林振興課の川邊になると思うのですが、実際個人のところに行かれて土地を中間管理を介して貸すと行った話を現場で話されたりしております。そういう時に出来れば、皆様も一緒に行って現場でお話をしたり聞いたりしていただければと考えておりますので、まずは携帯を植本さんと市の

円滑化の関係の方には提示させていただきたいと考えておりますので了承の方をお願いしたいと思っております。携帯はだめという方は言って下さい。最初は、植本さんや市の職員から連絡があって、一緒に行くようなケースから、そのうち、反対に委員が自分で話を付けて関係者に報告する様な風になれば良いのかなと考えております。担い手の方への周知については、現在検討中ですが、あえて電話番号等は提示しませんが、地区の担当の農業委員、推進委員は広報等で住民の方に知らせた方が良いのではないかと、部長からも話がありましたので、担い手の方には名簿くらいは何らかの機会に、認定農業者や集落営農者にこういった方が農業委員、推進委員ですよ。何かあればご相談くださいと言った風にアプローチして行ければと考えています。あと、今年から新しい体制になって活動したり、実績が出たら交付金がもらえると言う仕組みになっております。ですが、交付金の算定には担い手に集積した場合でないと加算されません。先般、運営協議会でも話が出たのですが、実績になる、ならないは別として、利用権設定は何らかの形で農業委員、推進委員も把握していた方が良いだろうという事で、利用権設定は更新通知を出しているのですが、その際に、何か困ったことがあれば地元の農業委員、推進委員にご相談ください。とひと言、来月から入れようと思っておりますのでご協力、ご理解をいただきたいと思っております。一般の利用権設定等も相談されれば積極的に乗ってあげていただければと思っております。最近、想定されることとしてよくあるのですが、利用権設定の更新をしたいのだが、相手が亡くなられて息子さんの住所がわからないなどの相談があると思われまます。個人情報の問題もあり、すぐに解決できない事もあるかも知れませんが、出来るだけご相談等に乗っていただければと考えていますので、ご協力の方お願いいたします。また、急きよですが運営協議会を開催しますので、運営協議会委員の方はお残りください。

事務局からは、以上です。

会 長

皆様方から何かありましたらお願いします。

ご意見がなければ携帯の提示については、皆さん教えても良いという事でよろしいでしょうか。

委 員 (いいです。の声)

会 長 それでは今後の業務の事もありますので、植本さん、川邊さんの方へお知らせするという事でご了解いただきたいと思います。

全体を通じまして、何かご意見やご質問がございませんでしょうか。

第 17 推 (原田 和義 推進委員)

17 推、原田です。会議の議決をされるのに、推進委員は発言権がない様に聞いているのですが、挙手をするのに迷っていることがあるのですが、どうなのでしょう。

会 長 事務局お願いします。

事 務 局 議決権があるのは農業委員のみです。推進委員は今までの事もあって挙手されていると思うのですが、挙手しなくてもいいと言うところなのですが、今後は農業委員の方は挙手をお願いしますという様にしましょうか。推進委員は、議決権は有りませんが意見を言うのは問題ありませんので。それでは、これからは農業委員の方は挙手をして下さいという様にしましょう。

会 長 非常に良い意見を言っていただきました。確かにおっしゃられる通りでございますので、今後、内容を変えて行きたいと思います。

第 17 推 (原田 和義 推進委員)

もう一つ聞いてみたいのですが、今、事務局が言われた担い手と言うのは、何歳までを担い手と言うのですか。認定農業者ならわかります。認められた農業者。担い手というのは80歳近くても一生懸命する人もおられますがどうなのでしょう。

事 務 局 はい。担い手の基準と言うものがあって、詳しいことは私もわからないので

すが、年齢は関係ないと思います。市の中で認定農業者、集落営農とか基準到達者とか何種類か補助金上の担い手に定義されているのですが、市の支援センターの方で、この方が基準到達者であるなど決めてあるので、年齢は90歳でもなんでも決めていません。

第 17 推

(原田 和義 推進委員)

お話の中で、どなたか知らないとかあったのでちょっと聞いてみたいと思ったのですが…。

佐々本
事務局長

少し補足させていただきますけれども、基本的には3つありまして、新規就農者、認定農業者、これはもう年齢は関係ありません。市の方で認定するのですが、5年後に2,000時間の労働時間と380万が達成できる見込みが出来て、それで計画書を作って認定をされれば認定農業者になれるのですが、その方とあとは集落営農ですね、これも認定農業者として認められているという形になります。この人達が担い手という形になるのですが、ただ人・農地プランの中での位置づけは少し違いまして、これは普通の集落営農は全て位置付けられていますので、一応この3つが担い手という形になります。年齢は関係ありません。

事 務 局

まあ、どの方に集積すれば担い手になるかと言うのは、また提示したいと思っております。ただ隣の方が出来ないでの自分が作っているという様な手広くやっている方が担い手かどうかと言うのは分かりません。

佐々本
事務局長

リストがありますので、また提示します。

第 17 推

(原田 和義 推進委員)

この前私に話がありました、金城の七条の〇〇さんとかはどうなるのですか。

事務局

〇〇さんは、ただの人だと思います。元農業委員ですよね。大規模にやっておられるかも知れませんが、担い手ではありません。

佐々本
事務局長

大規模にやっておられる方をご存知でしたら、認定農業者の制度にのりませんかという様な話をしていただければ、地域に担い手が増えますので、その方に集積していけばポイントが上がりますので、そうした形も必要だと思います。

会長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

佐々本
事務局長

補足をもう一度しますが、会社員でも農業をかなり手広くやっておられて、会社の収入とは別に農業収入が、5年後にそれなりの見込みが立つ、農地集積をして経営を図れば出来るという方も担い手になりますので、むしろご紹介をさせていただいて支援センター等に言っていただければ、連携に係る事務処理等については、市の方で応援して行きますのでよろしくお願いします。

会長

今、話がございましたが、担い手かどうか判断がつかないと言った時は、局長なり支援センターの方にご連絡いただきましたら、この人は良い。この人はダメという様なお答えが出来ると思いますので、その辺でご理解いただけたらと思います。それでは、以上を持ちまして、第3回総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

終了 午前10時44分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員